

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども・子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、事業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る申請書・変更申請書・保育の必要性に関する事項等に関する書類の受理 ②教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の通知 ③教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る職権による認定変更 ④教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の取消し ⑤教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る支給認定証の再交付 ⑥副食費免除対象の可否の決定、通知
③システムの名称	・子ども・子育てシステム ・宛名システム ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育入所課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市子ども家庭部保育入所課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9167

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	渡邊 浩秀	野口 広輝	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月28日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	野口 広輝	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年2月17日	I 関連情報 ②事務の概要	子どものための教育・保育給付の支給認定	子どものための教育・保育給付認定	事後	令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化による名称変更
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成27年10月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	令和2年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しを実施した
令和2年7月16日	I 関連情報 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、就学前児童の教育・保育給付の至急に必要な認定(利用者負担区分の決定)を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①子どものための教育・保育給付認定(利用者負担の決定等)に係る申請書、変更申請書及び保育の必要性に関する事項等に関する書類の受理 ②子どものための教育・保育給付認定(利用者負担の決定等)の通知 ③職権による認定の変更 ④子どものための教育・保育給付認定の取消し ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る申請書・変更申請書・保育の必要性に関する事項等に関する書類の受理 ②教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の通知 ③教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る職権による認定変更 ④教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の取消し ⑤教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定に係る支給認定証の再交付 ⑥副食費免除対象の可否の決定、通知	事後	評価書の見直しを実施した
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども家庭部子ども育成課	子ども家庭部保育入所課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、課名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の116の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年9月30日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した